

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成20年岐阜県条例第11号）第14条第2項の規定に基づき、児童、生徒及び乳幼児（以下「児童等」という。）が通園、通学等のために利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために行う方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。

(2) 指針の運用

この指針は、関係法令及び関係省庁からの各種通知、通達に照らし、児童等の発達の段階や学校等及び地域の実情に応じて運用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会情勢の変化、防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 安全の確保に当たっての基本原則

通学路等で発生する犯罪を防止するため、次の視点から防犯性の向上について検討し、通学路等の設定、改善及び整備を行うものとする。

(1) 監視性の確保

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者（※1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 領域性の強化

周辺居住者の共同意識、帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることにより、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 接近の制御

「子ども110番の家」等の緊急避難場所の確保や防犯設備の整備拡充等により、犯罪企図者の接近を制御し、犯行の機会を減少させる。

第2 具体的な方策

1 通学路等の安全点検等

安全な通学路を確保するため、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長と連携して、次のような取組を行う。

(1) 定期的な通学路等の安全点検

実地調査に基づき、安全な通学路を設定するとともに、通学路等の周辺の状況の変化を考慮して、定期的な点検、通学路の見直しの検討を行う。

(2) 要注意箇所等の把握と周知

児童等に対する犯罪の発生が懸念される危険箇所・要注意箇所や、警察署、交番・駐在所、子ども110番の家等の緊急避難場所を確実に把握し、地域安全マップの作成や配布を通じて、PTA、学校安全ボランティア（※2）、交番・駐在所及び自治会等との情報の共有化に努める。

(3) 関係者への協力要請

要注意箇所を把握した場合は、通学路等の設置者・管理者に改善へ向けた協力要請を行う。

2 通学路等における安全な環境の整備等

通学路等が安全な環境となるよう、校区における関係機関、通学路等の管理者、学校安全ボランティア、保護者、地域住民等の協力を得て、次のような環境の整備が図られるよう努める。

(1) 植栽については周囲からの見通しの確保に配慮した配置等を行うとともに、下枝のせん定等必要な措置をとる。

(2) 公園の遊具等については、配置を工夫するなどして、見通しを妨げないよう配慮する。

(3) 防犯灯等の照明を適切に設置することにより、夜間において人の行動を視認できるよう、路面において3ルクス以上の平均水平面照度（地面又は床面における平均照度をいう。）を確保する。

(4) 幅員が広い等、構造上可能な道路においては、ガードレールや横断防止柵、植栽等を設置して、歩道と車道を分離する。

(5) 地下道等の児童等に対する犯罪発生の危険性が高い道路においては、防犯ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯システムを設置する。

3 児童等に対する安全確保の取組

通学路等における児童等の安全の確保を図るため、次のような取組の実施に努める。

(1) 児童等を極力一人にしないという観点からの、安全な登下校方策を策定・実施する。

(2) 教職員による登下校時の通学路等の巡回を行う。

(3) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等を策定する。

ア 警察等への通報及びパトロールの要請

イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等登下校方法の決定

ウ 保護者に対する連絡体制の確立

エ 注意喚起文書等の配布や掲示等、速やかな周知体制の整備

オ 近隣の学校等相互間における情報共有体制の整備

カ 教職員の役割分担

(4) 防犯ブザーの児童等への携帯を促進する。

(5) 登下校時の校門での観察、指導を行う。

(6) 保護者との緊密な連絡体制を確立する。

4 児童等への安全教育

児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得、危険を予測及び回避できる能力の育成のため、次のような取組に努める。

- (1) 地域安全マップの作成を通じて児童等の危険予測・回避能力を育成する。
- (2) 児童等の保護者、地域住民や学校安全ボランティア等と連携して登下校時の「あいさつ」「声かけ」活動等を実施する。
- (3) 「子ども110番の家」の場所及び利用方法の周知や訪問活動、駆け込み訓練を実施する。
- (4) 通学路等において誘拐・連れ去り等に遭わないための不審者対応訓練を実施する。
- (5) 防犯ブザー等の使用訓練を実施する。

5 地域住民等との連携

通学路等を設置し、又は管理する者、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長と連携を図り、次のような取組を実施する。

- (1) 通学路等における安全の確保に関する推進体制を整備する。
- (2) 通学路等における不審者等のはいかい、その他児童等の安全確保に関する情報の提供・交換を図るためのネットワークを整備する。

(※1) 犯罪企図者

犯罪を行おうとする者をいう。

(※2) 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携し、児童等の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回等をするボランティア組織をいう。